平成２７年（フ）第１６８号
埼玉県川口市並木４丁目５番４号　ハイツちあき101号
債務者　吉田　剛二
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
埼玉県上尾市大字大谷本郷910番地１　レオパレス彩Ⅱ－210
債務者　住本チエミ
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
埼玉県川口市東川口６丁目23番３号　トネリコハイツ101号
債務者　玉井　　卓
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
福岡県行橋市大字草野109番地　塚田団地１－35号
債務者　和田　尚子（旧姓川野）
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
福岡県京都郡みやこ町彦徳47番地１
債務者　渕上　　哲
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
福岡県行橋市南大橋４丁目14番５号　コーポ大和102号
債務者　山田　晃弘
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号　Ａ－1407
債務者　中島　　治
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号　３－609
債務者　荒川実己世（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
埼玉県北足立郡伊奈町寿１丁目130番地　ジェルメ・メゾンⅡ104、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町大字小室7022番地５
債務者　北原　秀人
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
埼玉県志木市中宗岡５丁目18番５号　コーポ関根101号
債務者　小林　勇太
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８８号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根234番地　阿部荘101号
債務者　松井とき恵
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
愛知県岡崎市美合町字生田170番地　サントピアリリーＡ－301
債務者　濵田　伸一
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５７６号
大阪市中央区日本橋２丁目13番12号　セピアハイツ302号、前住所大阪府松原市天美南１丁目227番地の５
債務者　城田　周吾
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６３０号
大阪府門真市北岸和田１丁目１番８－201号
債務者　平見　孝彦
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６３号
大阪市港区築港１丁目７番８－703号
債務者　神鳥　悦子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０９５号
大阪府豊中市曽根南町１丁目３番13号、前住所大阪府箕面市箕面２丁目４番10号
債務者　中嶋　　勇
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１５５号
大阪市西淀川区柏里３丁目12番22号　プレリュードワン204号室
債務者　澤　　和重
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部